

特別な事由による欠席（公欠）について

令和5年5月8日から、特別な事由による欠席（公欠）の取扱いが変わります！

※新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う変更

「香川大学授業の欠席の取扱いに関する要項」に沿って取扱います。

- ❗ 発熱・風邪症状だけでは、特別な事由による欠席（公欠）になりません。
- ❗ 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合は、特別な事由による欠席（公欠）になります。
- ❗ 特別な事由による欠席（公欠）のときは、証拠書類*（新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、証拠書類の提出不要）を添えて所属学部等の学務（教務）事務担当で手続きを行ってください。
*学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症が事由の場合は、医療機関発行の診断書

学部等により必要な手続きが異なることがありますので、所属学部等からの通知もあわせて確認してください。